

（仮称）障害者差別解消条例
（障害のある人もない人も共に
学び共に生きる社会をめざ
す小金井市条例）について

小金井市地域自立支援協議会

今までの経過について

- 小金井市の障害者差別解消条例は「障がいのある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現をめざして」制定しようと、小金井市自立支援協議会において発議され、この2年間、検討されてきました。
- 条例の構造や内容についてポイントを絞りながら、解説いたします。

目次

- 1 条例の構造
- 2 個々の内容について
- 3 合理的な配慮とは何か

1 条例の構造

構造について、大きく以下の4分類にして規定しています。

- (1) 総則 目的、定義、基本理念、市の責務、
 市民等の責務など
- (2) 権利擁護 差別・虐待の禁止、相互理解促進、
 特定相談、助言あっせんなど
- (3) 支援策 合理的配慮など
- (4) 雑則 その他

2 個々の内容について

(1) 総則について

ア 目的

市、市民及び事業者の責務を明らかにし、市民が障がいの有無にかかわらず、共に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため

イ 定義

障害者・社会的障壁・差別・合理的配慮の言葉について各々を定義

(1) 総則について ～続き～

ウ 基本理念

障害者に対する差別をなくすための取組を行う際の考え方で、様々な立場の市民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行うことで、共生社会を実現するためのものとして行う。

エ 市の責務（義務規定）

市は、差別の解消の推進に必要な施策を策定、実施をする

オ 市民等の責務（努力規定）

市民及び事業者は、差別の解消の推進に寄与する

(2) 権利擁護について

ア 差別・虐待の禁止

差別・虐待を禁止し、社会的障壁の除去については負担が過重でないときは合理的な配慮をしなければならない

イ 相互理解促進

市は、相互理解の促進のため、普及啓発その他必要な措置を講ずる。

ウ 特定相談

市民は差別に関する相談を基幹相談支援センター等にでき、関係機関はその相談について守秘義務がある

(2) 権利擁護について ～続き～

エ 助言あっせん

障害者や障害者の関係者は差別が行われた事実があると認めるときに、差別に係る事案を解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。

また、市長は事案の調査や必要があるときは、小金井市地域自立支援協議会に諮問等を求めることができる。

さらに正当な理由なく助言又はあっせんに従わないときは、従うように勧告することができる。

(3) 支援策について

ア 市は、以下に掲げる場合に負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。（義務規定）

イ 市民及び事業者は、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。（努力規定）

(3) 支援策について ～続き～

- (ア) 保育・教育及び療育の実施
- (イ) 居住支援
- (ウ) 就労支援
- (エ) 意思疎通・情報提供
- (オ) 意思疎通・情報提供時の特性毎の支援
- (カ) 移動支援
- (キ) 道路・建物・施設
- (ク) 商品販売・サービス提供
- (ケ) 医療・リハビリ
- (コ) その他の社会的障壁

(4) 雑則について

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付則として

施行後3年を目途とし、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずることとしています。

3 合理的な配慮とは何か

合理的配慮の事案 1

公共施設を利用したいのだが、車イスを使っているため出入口の段差を乗り越えることができないので、職員に手伝ってほしい。

ア 合理的な配慮

職員が段差を乗り越える手伝いをする、段差に携帯スロープをかける

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、公共施設の利用を拒む。

合理的配慮の事案 2

申込手続を行うときに、視覚障害があるため自筆では書類に記入することができないので、店員に代筆してほしい。

ア 合理的な配慮

本人の意向を確認しながら店員が代筆する。

イ 不当な差別的取扱い

正当な理由なく、申込みを拒む。

ご清聴
ありがとうございました。

小金井市自立支援協議会 委員一同